

年金者 何でも相談

(問い) 国民年金の任意加入制度と特例による任意加入の違いを教えてください。

(答え) 次の三つの事例で説明しましょう。

[事例一]

Q 私は61歳です。国民年金の保険料を納めた期間は38年です。65歳から受給できる国民年金(基礎年金)を満額にしたいのですが、できますか。

A 国民年金に任意加入し、あと2年間保険料を納めれば、65歳から満額の基礎年金(2021年度、年額78万900円)を受給できます。

[事例二]

Q 私も61歳ですが、国民年金の保険料を納めた期間は8年しかありません。このままだと基礎年金を受給できません。受給できる方法がありますか。

A 国民年金に任意加入し、あと2年間保険料を納めれば受給資格が得られます。更に、あと2年間65歳になるまで任意加入を続ければ12年分の基礎年金(2021年度、年額23万4270円)を受給できるようになります。

[事例三]

Q 私はまもなく65歳になりますが、国民年金の保険料を納めた期間は5年しかなく、基礎年金が受けられません。もう年金は受給できないのでしょうか。

A 65歳から70歳になるまでの5年間、特例による任意加入ができます。70歳から受給できます。

(2021年12月15日)(年金相談室 小林 善雄)

* 年金相談日は、毎週、月曜日と木曜日、午前10時30～午後3時30分

* 電話・FAX・手紙・メールもOK

年金者 何でも相談

Q 来年の4月から加給年金の支給停止のルールを改善するとのことですが、何のことですか。

A 加給年金とは20年以上の加入期間のある老齢厚生年金の受給者(夫)が65歳時に、生計を維持している65歳未満の配偶者(妻)がいるときに、夫の年金に加算される年金額です。(夫と妻を逆にしても同じ。生計を維持するとは、夫と妻が生計を同じくし、妻の年収が850万円未満の場合のことです。)

しかし、その妻が20年以上加入の老齢厚生年金を受給できるときは、夫の加給年金は支給停止になります。ところが、妻の給与が高く、年金が全額支給停止になっている場合は夫の加給年金は止まらず支給されるのです。

妻の賃金が28万円、年金月額が10万円の場合、在職老齢年金の規定で年金月額は5万円（支給停止5万円）となり、妻の収入は33万円となってしまいます。その上、夫の加給年金（配偶者加給）年額39万500円は支給されません。

ところが、妻の賃金が38万円、年金月額が10万円の場合は、妻の年金は全額支給停止となりますが、夫の加給年金は止まらず支給されるのです。

妻の収入が38万円と高いのに加給年金が支給されてしまい、妻の収入が33万円と低いのに加給年金は支給停止となってしまう。

この不合理を改善するために、妻の年金が全額支給停止の場合でも、加給年金が支給停止になります。（2022年1月15日）（年金相談室 小林 善雄）